

岩手県告示第383号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨東北地方整備局東北技術事務所長から次のとおり通知があった。

令和元年11月1日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 公共測量を実施する地域 岩手県内の直轄国道及び直轄高速道路
- 2 公共測量を実施する期間 令和元年10月17日から令和2年1月31日まで
- 3 実施する公共測量の種類 航空レーザ計測